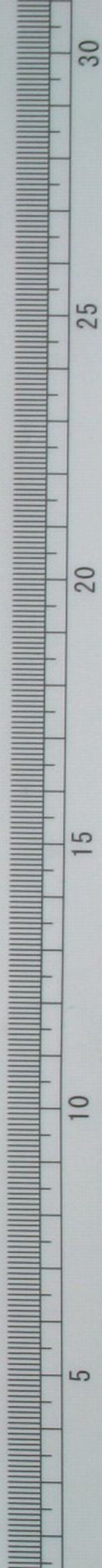


噴飯錄

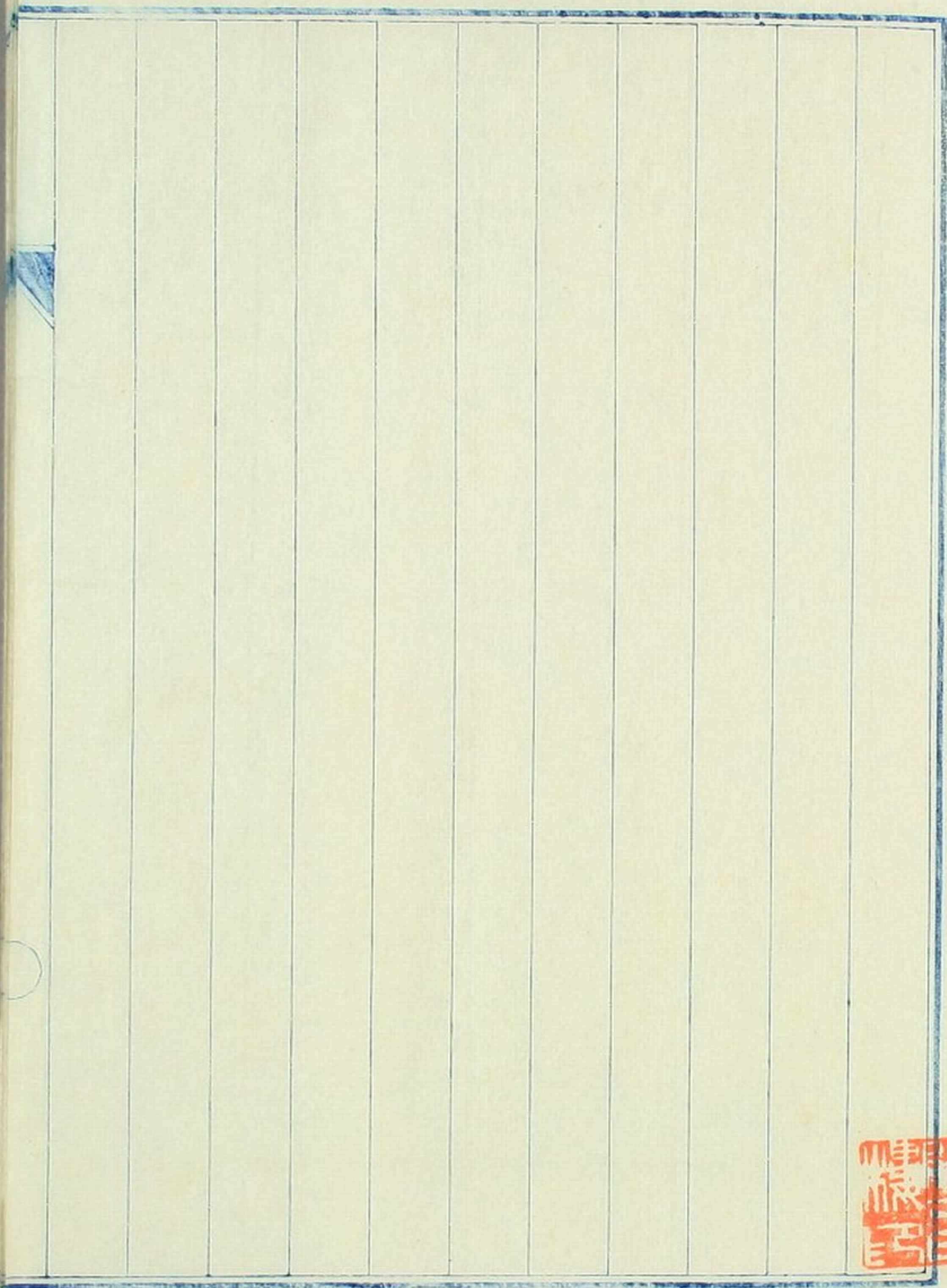
二

明治卅四年十一月

特別
14
1919
82



176382



--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



38- 8904

●三四復黨談

三四俱樂部の復黨問題が大分やかましく爲つて来たが逢ふは別れの初めと言へば離れものは合せ物にもなる理屈、俗老同穴の夫婦でさへも離縁沙汰は有る習、去り状取つて里に歸へつて見た處で、嬉暮しは難有からず、前の子供に途中で會つたが動機で、チャンの熊公水鏡を撫上げの暇も泣き、扱ては鯉屋の二階で元木に優る裏木なしと御目出度い寸法は落語の前坐にヨク有る奴、何も三四俱樂部の復黨を他人の我々が覆水盆に返へらずと太公望を氣取るにも及ばぬが、苟くも一政黨の復縁沙汰で有つて見ればソウ裏店の夫婦別れのように出たり這入つたりも見ともないから、コ、は一番どつくりと考へたがヨイと思ふのだ、元來三四クラブなるものが何故に離縁したり其又た三十三人が三十三人悉く同一意見で有つたか、能く／＼當初の事を考へて見るがよい、又た本黨の方にして一旦愛憎を付かして出て往つたものを今更未練らしくおいで／＼をキメる必要がドコにあるのか、三四クラブの連中にして自分等が勝手にオン出て置きながら今更野面でも歸へられまい、解黨

論とか改名論とか云ふのは、何づれ此の面目を立てるとか顔をドツするとかの一手段であらうが、コンナ事を出戻りして果して一家中の折合が風波なしに治まつて行く見込があるのか、元來出て行つた時の言草は増税賛成が氣に喰はぬと云ふ世帯の持方が喧嘩の種であつたが、併し是は世間へ對する言草で、内心は世帯談計りでもあるまい、イヤあの小姑が威張るの、イヤ姑がやかましいの、甚しいのは外に出来たらしいなんどイヤに勤つた者もある、ツマヤ三十三人悉く思惑が違つて居つたに相違はない、だから今日になつても眞底から復黨したいと思ふものもあればサセたいと思ふものもあるだろうが又た仕たくも無ればサセ度もないと言ふのがあるに極まつて居る、コ、になつては古めかしいが今年の

春の騒ぎの眞因が

ドコに在つたかを素破抜かなくてはならぬ

一体何んで此春にアンナ騒を仕出かしたのだヨク考へて見るがよい、ナマヒ一度び順境の夢を見たのが身の誤り其當時お隣りの自由黨が子供引連の嫁入以來、景氣のよいのを見せられて

東橋原

コチラは二進も三進もゆかぬヒド算段と云ふ大世話場、夫がイッ迄辛棒したらと云ふ當てもなく、クサ／＼もの、其矢先きに、友達の證文に判を押すの押さぬのど、一寸の物の言が、りが果ては亭主の棚おろし、女房の洗ひ立て、血で血を洗ふ大噪ぎ、近所の若者は面白半分有る事無い事こき雜せて焚付ると云ふ悪戯から火の手は益々揚がる一方、果ては町内中の笑物となつた事はヨモヤ忘れはせまい

イヤ増税には反對で御座る、イヤ拙者は賛成で御座るとか、ドチラの面々を見てもソナナに青筋立て、仰しく出るの、除くのと云ふ程の柄でも無かつたのだ、筋道を立て、争ふなら第一進歩黨の世帯の持方から變へねばならぬ、御本尊の大隈は元來積極主義の人だ、増税と言ふ事にはイッデモ諸肌ヌイで賛成する流儀だ、前年松隈内閣の時ですら大隈は地租増徴の主唱者であつたは隠れもない事實である、夫を時の都合から犬養や尾崎が無理ヤリに押へ付けて置いたのである、進歩黨殊に舊改進黨の性質から言つて見ても増税は彼等の家風である、夫を政府に反對する立場と一つは内輪の折合をつける必要から一時已むなく非地租論を旗幟としたのであ

る、或一部の連中は其の實困つた者だと其當時から思つて居つたには相違ない、處が地租反對三税復舊と叫び廻はつた揚句が面白い結果もない處から、コ、チラが丁度見切の付時と北清事變を幸に増税賛成と出かけたのだ、進歩黨及大隈其の人其の物の性格から寧ろ當然の成行である三右衛門等其の人々は丸で家風から違ふて居る始めから進歩黨の多數には性格の合ぬ人々である、大隈とは議論の兩立せぬ人々である、三右衛門派の考へでは凡そ政黨と云ふものはイッでも逆境に立て政府を監視するものだ極めて居る、併し進歩黨の全体其物はソウではない、アハよくば取て代つて好い夢の一つも見たいのが多數である、順境を望むものと逆境を甘んずるものとが一致の出来様はないのである、左れば大隈を戴いたのが

三右衛門衛組の誤りである

否な籍を進歩黨に置いたのがソモ／＼先生等の誤りである、併し此等は所謂三右衛門と其他は極少數の人々であつて當時柳屋組とか云はれた多數の論者はソウではない、矢張り大隈一流の家風で折合のつく人々である、夫れがアンナ騒ぎをしたのは外に魂膽があつたので、三右

衛門等は其の實踏臺にせられたのだ。三右衛門とか秋保とか新洞連とかを取り除けて柳屋派に屬して居つた顔觸を見玉へ竹、などは論外として楠本なり大東なり鈴木なり此の人々が反對だの何のと言はれる義理は無かつたのだ。初じめ早稲田に寄合て大隈から増税の相談をして國家の經營上増税より仕方がない、此度は税の性質も好し、必要と認識した以上は敵のする事だから反對するなぞ大人氣ないことは止めて賛成しようではないかと言つた時、御尤で御座ると即時賛成を表したのは鈴木重遠其人であつた、楠本も大東も黙まつて居た連中で、其席で考へさせて呉れと言つたのは只だ神樂と工藤であつた、然るに考へさせて呉れと言つた神樂は反對説を持しながら一黨の爲めと言ふて調停に盡力し、賛成同意と手を廻けた大東楠本鈴木などは俄かに態度を一變して反對派の牛耳を把つたと言ふのは妙ではなかつたか、金岡等が顔をしかめたのは即ち此の時の事である。併し本黨の平素を見れば此事情はよく了解せられる、本黨は人の知る如く舊改進と革新の寄合世帯であつた、此歴史的感情は其當時までは歴

然として存在して居つた、兩者の性格を比ぶれば舊改進には一種のハイカラが多い隨て萬事氣取的に出来ておる、舊革新は之に反して多少蠻貞を帯びたのが多い、ウコデ一方が稱してキザな奴だと云へば一方は評して頑固な奴だと罵る此の性質の合はぬのが寄合て其上勢力の消長を争ひつゝあつたからタマツない、何んぞと云ふと種々に籍口して此感情を待出したのだ。話せる所異分子が勢力競争の内輪喧嘩で、三右衛門等は丁度其道具に使はれたのである、サテ此勢力競争を説明するに就てイッつも忘る可からざるは犬養木堂である、彼は楠本が革新派でありながらハイカラであるが如く改進黨でありながら非ハイカラである、而して彼れが棟腕は上大隈より下小使にまで十分に揮はれて居る、隨て彼の實力は一黨を左右すべく養はれて居る、喬木風多しと同じ事で彼は實權の存する丈け夫丈け怨と妬とを買つて居るおまけに彼が風發する毒焰は往々に味方をして怒らしむる事がある、尾崎の出て行つたのも島田のシレたのも名義や理屈は色々あるが詰まる所は對木堂との感情が重なる原因である、多年の舊友たる尾崎ですら彼が切廻しの遣口は抑へ

尾崎

されぬのみか我儘も辛捧も出来兼ねる處があつたと見へる、高田早苗が木堂には虫の居所でやられるからタマランと言つたのはよく木堂の一部を説明して居る、マシテ楠本や大東などは彼の正面に立つて権力を争ふなぞは夢にも出来ぬ、去年まで稍々犬養と拮抗して來たものは例の中村彌六であつたが彼も自分一人ではゆかぬ所から楠本や大東を遣ひ時には鳩山などをおだて、やつて居たのである、然るに其彌六は一朝あへなく犬養の手で首を斬られてしまつたから楠本や大東は是非同盟戦をせねば男が立たぬと思ふておつた、殊に楠本の如きは黨則改正問題の時から自分獨りで副總理になり濟して居つたのを、犬養にアンナ馬鹿をと言つた下に跳ね飛ばされたを終世の遺恨に思ふておつた、前年矢來組が局而展開論を持出して楠本を味方に引入れたのも高田が犬養の事を悪く言つて聞かせたのでマヌ公すぐ其手に乗つたのである、楠本對犬養の間柄は常に斯る有様であつた。大東は楠本に比べれば小智燦のある丈けに楠本を遣ひつゝあるが大東の了見では其實巴ケラブ時代の少數黨の味が忘れられぬのである、佐々

友房が少數黨の味を占めて以來容易に動かぬと同じことで大東は此の味を忘れ兼て居つた、大東が其當時全力を凝いで三右衛門等に喰入つたのは無理ではないのだ、夫れから今一つ忘れてならぬのは小名譽心小野心に驅られて居る連中だ、噂と實とは違つたもので案外の爺さんが色氣澤山であつたり強をうな顔した人が案外金には手を出したり禿頭をかへながら新聞の種になるのを嬉しがつたりする様な者で進歩黨の大豪傑も政務委員などに成つて見たいのが澤山ある、コンナ連中は如何なる時代にも時の勢力家をたゞきつふして己れ取て代はらんと欲しつゝあるのだ。排木堂なんぞ、云へばスグ此一點で一致したものである、犬養は之を知らぬではない、知ればこそ中村の首を斬ると同時に排木論が黨則改正の皮を被ふつて出ると見て取り素早く身をかはして政務委員の椅子を若手の連中に渡したのだ、コンナこそはと意氣込んだ連中も斯う成つて見れば暖簾と腕押し意氣も張も抜け果てナスガ犬養は猿者だと舌を捲いた

内情は此の通りの矢先に、新政府委員等は出抜
けに大隈を引張り出して一場の演説で無理押付
に押へんとしたからタマラナイ、三右衛門は怒
り出、野次馬は飛出す、楠本大東は得たり賢す
しと付け込む、尤で熱灰か運火の中に爆裂弾を
投したも同様である、全体講中に渡りも付けず
に御本尊を引出すなど餘まり目前の見へぬ仕方
である、シカも其御本尊が増税賛成とハツキリ
宣ふたから始末が悪い、紅木屋などは本尊の
身代よりは己様だと威丈高になる、山田の喜辭
は出るなら出ると、ゲツブまじりに氣焔を吐く
柴は黙々、箕浦は沈々、獨り鳩山ボツボツして
今更任方がないから此上は御本尊の顔を立て、
呉れいと御堂の内外を飛廻はる、處が其本尊の
顔と云ふ事が却て非改進黨の癪にさつた、講
代恩顧の改進黨ならイヤ知らず外様の吾々にッ
ナンな義理立が入るものかと、豆穀砲を喰はさ
れたから、驚ひて楠本に走り大東に到り總理を
引張出したのは實は大石大養の仕事だなどと
ソロソロ無責任の言譯旁々一時を誤魔化さんど
した

犬養もヒドイ奴だと思つたらうが一黨の危機と
なつて見れば己れの知つる事ではないと濟まし
ても居られず、一番乃公の腕前を見せんも
のと、先づ神鞭を口説き落して鎮撫方と名乗り
かけるヤソリヤコン大將御座んなれ
目ざす敵はコレナンナリ
目に物見せて呉れんぞと楠本大東は腕に擦りを
かけた
折しも三角同盟と云ふ流言は何處もなく吹廻は
り痛く黨中多數の神經を刺撃した、コンナ狂言
に犬養の關係せぬ筈はないと誰れも信じて居
るから反對派はコンナ筋書があるので俄かに増
税賛成などと極めたのだから奴奴だと怒
るもあれば、日頃獵官熱に取付れて居る連中は
同盟の説を眞に受けて扱ては順境も近かつた
コ、が忠義の仕所かと俄かに増税賛成と出掛る
者もあり、犬養はコイツは面白い、コンナ風説
でも使い様で毒が薬になる、マ、ヨい加減に
あしらつて知らぬ顔の半兵衛で遣つて除けよう
とワザと風説を打消さずに居つた、ソコで反對
派はますます疑惑を重ねた
斯て犬養と神鞭が調停と名乗り出るやいなや風
説が彼等の頂上に投げかけられた、アレ等二人
は政務委員になりたいたのだと、却て賛成派の方

東橋原

から唱へ出した、併し是はあまりに兩人を見く
びつた風説であつた、神鞭は三右衛門等の首領
である性格から議論から三右衛門の代表として
は恥しからぬ男だ、然るに一黨の爲めと言ふ犬
養の口説上手に逢ふてはオロ／＼涙せきも取へ
ず、三右衛門等よりは軟化したとまで云はれな
がら調停に奔走した、犬養も人が三右衛門等の
頑固に調停が付くものと云へばイヤ其頑固だ
逆境に立ちて健全は誰れも出来るが順境に立ち
ても健全なのはアノ分子だ、アレハ進歩黨の純
血分子だ、此分子を取り逃がしては黨中の生命
をなくするのだと、満腹の同情を三右衛門等に
捧けつゝ奔走した、然るに三右衛門等は犬養が
三右衛門を買ふが如く左程には犬養を買はない
否な彼等は買つても大東楠本が買はせなかつた
のだ
サテ調停となつたが根が増税の可否と云ふ簡單
明白の問題であつた、金額の多少なら歩合ひと
云ふ事もあるが白とか黒とか言ふ事であつて見
ればマサカ灰色と云ふ折合も出来ない、況んや
敵は本能寺にあり

に油を注いだと言ふ結果であつた、サスガ辛棒
づよき神鞭も匙を投げる、犬養はエ、面倒など
打つちやる、黨議不服の連判状は宙宇に迷ふと
言ふ有様の末が離縁狀の置き去りと云ふ次第
イヤ家々に合はぬと、イヤ小姑がうるさいと
か、姑がやかましいの、妾が威張るのと、一家
の中でも波風は絶えぬ世の中には又た特別念
人別製の夫婦喧嘩、其上お隣の政友會ナンドが
面白半分に焚付たからタマラナイ、長谷場純孝
なんぞ所謂薩派の一連は一旦の不和から離縁さ
れて今では他家へ縁付きながら革新黨の大東な
んど、は親類付合をして居るから、機乗すべし
と例の徳富なんぞの入智恵で頻りに改進黨の悪
口を言ふ「アンナ浮薄な不人情な男では一生涯
添ふ見込はない、未練をノコサズ今の内に切れ
て仕舞はねば末は棄てられるに極まつて居る現
に私等がよい手本」と言葉上手に説き立てた又
た一方の政友、ハイカラは是れも昔の身寄とて内
々手紙の遣取り位は本黨間のハイカラ分子とや
つて居る、此等は又たハイカラ丈けに言分がお
もしろい「三右衛門なんぞアンナ頑固の頭をも
つて何の樂がありませるか竹の柱や茅の屋根手鍋
提げてと云ふ柄でもなし田市の草ムシで一生

暮らす積りなら堅くてよいかも知らんが二十世紀の今日芝居一つ見ても暗ましく言はれる様では迎も文明の交際は出来はしませぬオツク今の中に別居させるが得策です」なんぞイボリ書を振り立てる只ださへイサクサのある處にコンナ禁付上手がシカモ兩方の手から兩方へ喰ひ入つたから仕末がおえない、スッタモンダの末がトウ／＼アノ通りの離縁沙汰となつたのだ、チト素破抜き過ぎて艶消の機だか公平に洗立てをすればコンナ次第である、左れば今更ら是れがどうして出戻りが出来るだらう乎、成程三、四、門組等の如き議論計りで出た連中は議論さへ折合が付けば復黨も譯はなからうが根が感情の衝突勢力の競争と云ふ大頭株は下ノ而下げて歸へられるのか、ヨシ一時歸へつた處で歸へした處で承續さうして出来るのか、序でに

三十三人の人々に就て
一々調べて見たらよい、先づ議論ばかりで別れた連中と曰へば京都の石原、小松、喜多川、富山の内山、金岡、新潟の兩佐藤、山形の秋保、茨城の初見、秋田の須藤、和歌山の照路位のものだ、此等は世間の所謂頑冥分子で、犬養の所謂

健全分子である、此連中には勢力競争だの野心だの曰ふものはない従て感情の衝突はないから議論さえ纏まれば復黨は出来難い事はあるまいがナニが扱て柄の違つて連中である即ち今の進歩黨とは丸で別合が違つたおるから、復黨したてて世帯の持方に就ては年中小言の絶間はないに極まつて居る、夫れから愛知の加藤、秋田の伊藤、東京の高木なんぞは議論ばかりではない顔さへ立てば別に理屈はない筈だ、青森の工藤菊池、徳差、奈須川四人の中でむづかしいのは工藤ばかりで外の三人は始めから復黨論者だ尤も工藤のは議論より感情が重なるものとなつて居る、近江の藤野は大東へ對する義理合が重なるもので愛媛の清水が鈴木に對すると略ぼ同一の関係である、岡山の竹内なんぞはナニか強い事でも言つて置かぬと次の選挙が怪いので其實は坂本金彌が疾くに復黨届を握つて居るとの噂がある、コウ數へ立て、見れば騒げば騒ぐ丈け馬鹿を見るのである、聞けば神鞭や河野は大分運動をして復黨を勧誘して居るとの事だが是は餘計な骨折だ、漢搔ても焦つても歸へられぬものは歸へりはしない、又た歸へつた處で異分子

東條原

の永持はむづかしい、打ちやつて置けば來年の選挙を控へて居るから歸へるものは歸へつて行く、選挙を争はぬとキメて居る連中は歸へれど勤める方が野暮の骨頂だ、今頃になつて地租復舊の調査表などを發表して歡心を買ふなと云は小細工が過ぎはせぬか、三十七年になつたら又た餘計な古證文を引出される種になる位のものだ、双方とも少しは前後を考へぬと赤恥の上塗だ、政黨員と云ふものは出たり入つたり龜の子の首ではあるまい

滑坂の極ひある事(二月廿五日)

○兆氏と雲照

兆氏の臨終に就て板垣退助
兆氏の臨終に就て板垣退助
兆氏の臨終に就て板垣退助
兆氏の臨終に就て板垣退助
兆氏の臨終に就て板垣退助

●中江氏の臨終に就て 板垣退助
我が亡友中江氏、前日無神無靈魂の説を、續
一年有半として、之を世上に發表し、爲め
に宗教界の一大問題となり、繼で其責を易る
や、余も亦其の永送式に列せり。然るに何
ぞ圖らん、日出國新聞の記事、及び永送式
の翌朝即ち去る十八日發兌の「日本」寄書
一閱すれば、氏に去る十一月三十日、殆ん
ど其の臨終に際して、俄然自信の主義を抛
棄し、雲照律師の濟度を受け、全く佛教に
歸依せしものゝ如し

嗚呼死生も亦大なり矣。氏已に自信を天下
後世に告白せしのみならず、現に余の氏ガ
遺言の立證人として、親しく目撃耳聞せる
所に徴するも萬々此の如き道理あるを容れ
ず、是に於て余の氏の人伊藤大八、幸徳
傳次郎兩氏を呼び、特に氏の夫人に就て、
之を調査證明せしめたる事實の左の如し
兆氏先生と雲照律師面會の事實
先月即ち十一月廿四日に河野廣中氏の夫人が来て中江
令園に面會し、先生はどの人がまだ迷教の暗れないで
無神無靈魂の説を唱へられるのは残念である、雲照律
師にも先生一人を濟度して其隨縁を救ふならば、干

東洋報

万人の濟度よりも功德であるから、是非一度御見舞し
たいと言て居らるゝが、何時頃參れば御都合宜しい
と云ふ意味で話された、令園は律師よりは三年程前
も徒弟を以て招かれたことがあつたが、必要もないと言
て御断りした程だから、假令面會しても無論心を離す
とは出来なすまい、殊に病氣も段々重く話も出来ぬ
のでお出下されても却て失禮のみだからと、断つたが
河野夫人は猶ほ降々佛法の難有いと律師の好意を
傳へて歸つた
越て廿八日、河野夫人は再び来て律師にも一兩日中地
方へ御旅行の筈で其の前には非御見舞したいと言はれ
るが、明あたりは如何であらうかとの問であつた、令
園は矢張り前日と同様謝絶したのである、するに翌廿九
日の朝雲照律師の徒弟が律師の手紙を持って来た、夫は
歸新聞に出た通り、一度面會して不言の問答をした
いから、諸君を知りてくれと言ふのであつた、此頃
は先生は最早言ふとは元より讀むとも書くとも十分に
は出来なくなつて居たゆゑ、令園は律師の書簡を
指示したのみで、斯る手紙まで送られたれば、一言諾
否の御返事を御認めになつてはと問はれ先生は開か

話の出来ぬも、病症の重いと、病室の汚穢で臭氣の劇
しいと、居士の性質として如何なる失禮をするかも知
れぬと等を述べて謝絶した、が律師は是非とも一度病
室を御見舞したし、不言の間、不言の答なれば其儘に
て談話せずとも宜しいとて聽入れないので令園も大に
困つて病室へ行き其旨を傳へると先生は只手を捧
ぬみであつたが後に「敬枯れた聲を放つてまくり出せ
逐出せよ」と併し老僧の親切に對して如何にも氣の
毒なれば其儘に附伏して居られてもよし家族の顔に免
つて御通しなされてと言葉を遣して乞ふたので先生僅
かに點頭いた令園はほつ息して座敷へ来るに律師は
徒弟に命じて令園水だの護摩だの御山五道具を並べ
て居た是からお加持、致しますまいとの聲で驚いた仕
方がいからお加持は座敷の床の前で願ひましたやう
へば病室でなければいかに到頭枕頭へ擔ぎ込み律師
は一禮して長々の御病だの間きて御見舞に參上しま
したといふと先生も流石に軽く目禮して直ぐに附伏先
生は喉頭が全く腫れて居るので横にも仰向にも寝るこ
とが出来ない發病以來常に枕の上にも仰向を並べて額
を支へ附伏して居るのであつた
加持が始つた無神無靈魂論者の枕頭に護摩の煙、數珠の
音、咒文の聲左らでと病室に氣短く成た先生に如何
に堪難かつたであらうか令園其他親戚の人々ははら
はらして後から先生、背を撫で居る十分計も立さず生
はむく頭を擡ぐ向だ止めぬと云ふ風、律師の顔は
風付で體て又附伏したが又十分もすると愈々辛抱出来
なくなつた成た見いで、兩手で枕を擡ぐ擡んで後出さ
した令園は今少してすから如何ぞと小聲に囁して抑
へたが、又少しすると今度は錫製の痰壺へ手を掛けた
すると徒弟が見舞れたと見いで律師に向か打手して
加持を止め、律師は先生の額を支へて居る兩手に五
指を載せたが先生は手を振落した又取て載せたが先生
は最早度れたが其儘にして居た律師は是れ御痛みも

上げて讀む程の氣力もなかつた、唯だ手を捧つたのみ
であつた、左らば佐井(親戚佐井貞吉氏)に書せまし
うのと言へば先生は又手を捧つた、併し何か御返事
かを促したので、辛うじて石筆を讀み、時機を得て調
を乞ふとあるべしと書た、令園は其石筆を便の者に示
すべく持て立たうとするに先生は手で抑へて此意味を
口で傳へよと言ふらしかつた令園は其意に従つたの
で「日本」に出た雲照談話の筆記に兆氏居士が返書を寄
こしたとあるは全く虚妄である
然るに其日の午後には律師は突加一人の徒弟を從へて來
杖したので今朝御断りを申した言てすが言たら、い
や唯今河野夫人からの電話で今日は非御見舞して呉れ
さいふて来たこの事であつた、兎も角も高僧の名僧
が隨々の好意だから座に請うて令園は改めて居士の談

くなりましやうと挨拶して起つと先生は手を舉げて台
釋して、又俯伏して昏々となつた
翌日淺川博士、昨日は發熱が来たやうで、なご調ふ
たら先生は石筆を把り、派で、派で、派で、派で、
先づ手を舉げて、氣を倒し、次に手を打つて、打つ
似をして、呼吸を笑し、以上が一點の遺言、真相である
(事實談り)

夫然り、余固より其の事實此の如くなりし
を疑はざる者なり、且つ余の氏に於る日撃
の事實を述べて、氏が自信の主義の極て堅
固なるを證せん、抑も余の最初氏の病聲
を訪問せし、實に去る九月十五日の事な
りし、而して氏の自信に安んじて、從容自
若、毫も平生に異ならず、唯其の言語の往
往聞取り難く、多くの石盤に書し用を辨せ
り、余の先づ療法なきやを問ふ、氏曰く、極
腫の局部偶々大動脈と迷走神経に當るを以
て之を截開するを得ずと、是れ醫師の診定
する所に係る、唯坐して死を待つの外に術
なし、余其の安心の狀に感じ、敢て諱む所
なく、之に告げて曰く、人間の死も亦手數
を費すものなり、君其の經過に際し、苦
痛と發熱の無からんとを祈る、他日再び栗

原氏を伴ひ來らんとて別を告ぐ、其後栗原
氏來り曰く、中江氏を訪ひしに、著述に汲
汲として寸陰を惜むと、余も其の時間を妨
げんとを思ひ再度の慰問を果さず、偶々風俗
改良會の爲めに京坂地方に出張し、其時京
する能はず漸く去十一月十四日を以て、氏
が小石川の廬に赴き、再度の慰問をなせし
に氏に侍する書生の言に據れば、其の苦痛
に堪へざると、不眠の故を以て屢々、魔醉
劑を用ひ爲めに精神昏膏、夢感と一般なる

も、時として其の精神の平生に復する場合
ありと、余先づ夫人に面して其の狀を問ふ
に夫人曰く、人と對話する時の精神漸次に
平生に復し申す、幸ひ今日の精神も鎮定し
居れり、御面會を喜び申さんと、余乃ち進
で其の枕邊に坐す、氏余を見るや、石盤に
書して曰く、臭氣紛々、蓋し余に謝する
の意なり、(後日井上甚太郎氏訪問の時、潔癖
の板垣、病床に來れり、書し示したりと聞
く)筆舌相話すると少時、余の氏の苦痛を

東橋原

感ずるを見て、將に辭し去らんとするに、
氏の「待て」と書して余を止む、氏筆記中屢
々字體を誤り且つ忘る、夫人常に傍より之
を解釋す此日余の氏に告げて曰く、君に無
葬式の遺言ありと聞く吾人の自己の自由を
妨げられざる限り、之を浮世の御附合と
觀念すべし、生きてある内、頭々云ふも可
なるも、死後の事、妻子の情に打まりし
て如何と、氏聽かず石盤に書して曰く、
否々眞行々々、余の余の言の適當と思へど
痛苦中の氏に對して強て争ふも本意ならず
且つ心筋に氏が意氣の衰に敬服したるより
寧ろ氏の意志を遂げしむるに如かじと思考
せり夫人の私に余に告げて曰く、眞人の遺
言一條に就き小島龍太郎氏の親友協議を望
めりと、余曰く否な其必要なし唯妻子たる
者、自ら之を決する外、なりたるべし夫人
忍ぶ能はざるの情あらん中に中江君の精
神鎮定の時に於て十分に之を争はれよ、若
し又争ふて聽かざる時の寧ろ遺言に従ふて
其の情を忍び且つ今に及んで其旨を告げら
れよ人間最後の安心、即ち其の最も快樂な

るものであると夫人遂に意を決する所あり
進んで氏の耳許に就き特に之に告げて曰く
必ずや遺言の如く致します程に御安心遊せ
と氏聞きもあへず口の内に「知れたこと
よ」と云ひし、氏の發音の不思議にも力
ありて余の耳まで慥に聞えたり余も亦傍よ
り曰く君安心せよ、乾度遺言の實行せしむべ
しと氏爲めに首肯し喜べるもの、如く且つ
余に目して辭し去らしむ是れ實に氏との永
訣なりし聞く其後數日を経て井上氏訪ひし
時の己に纔に其意を通じ得るに過ぎざりし
と云へり、果して然らば氏が余と永訣の談
話こそ其の平生の精神を存せし最終の時
期と認むべく其以後の殆んど夢感と一般の
昏迷に陥り其の身体と氣息を存せるも、精
神の己に健全を缺くものと斷定せざるを得
ず
(未完)

現に此日も書生の話に醫師の己に且つに追
れりと云ひ夫人の精神の全く昏迷せぬうち
に臨終せしめたきものなりと語られし現ん
や雲昭律師の面會に赴きし、即ち去る廿九

日の事にして余の最後の慰問より半月以上も病勢を増進し且つ其臨終に先つと幾に一過なるのみならず執筆さへ出来ぬ危篤の際氏にして假に雲照律師に對し縱令如何なる言動あるも全く夢囈と一般毫も氏の自信を輕重するに足らず彼の氏々所謂新火將さに燃せんとするの際に乗じ雲照律師の自己の信者の請を名とし強て氏の枕邊に進みて其臨終の安心を己れに奪はんと試みしに前に掲げし證明書に徴するも争ふべからざるものあり余の其行爲に對し之を宗教家の高德に似合はざる猶手段に出でたるものと疑はざるを得ざるなり彼の佛國の邪翁死せんとして神の救を呼びしと云ふが如きも余の亦之を宗教家の爲めにするの傳説にして若し其の實之れありとするも畢竟邪翁の一戯語に過ぎざるべし又殊に怪むべきの氏々常に雙手を額に當て、眠れる態度を目し妄に合掌歸依せしものと認るが如き余輩の決して之を不問に付する能はざるものとす而して其親戚淺川鮎彦氏の親しく余に語る所に依れば淺川氏より雲照律師來りしを記憶せり

やと問ひし時氏の雙手を擧げて擲楯の狀を示し次に拳を奮て空を一打し冷笑の体なりしと亦以て氏の意氣の昏迷中に在り尙毫も衰へざるものあるを證すべきのみ以上の事實あるにも拘らず彼の雲照律師の徒ら妄に氏を佛敎に歸依せし如く新聞紙上を利用して之を廣布し爲めに氏をして其の精神的紀念物たる。無神無靈魂の自信を塗抹せんとするに至りては。余の氏が友人たる責任の爲めに。徹頭徹尾其の誣妄を辨せざるを得ず。況んや余の現に氏が最後の決心を。親しく聽取せる立證人たるに於てや。今敢て辯を好む者にあらず。余の其の責任上萬已む能はざるものあるを以てなり。余の氏の爲めに其自信的主義の神聖を保護すると同時に。更に氏の氏たる人格を誤解せしめざらんが爲め。余より之を世人に紹介すべきものあり。請ふ左に先其事實を記さん。氏の將に實業に従事せんとするや。一夕偶々余の許に來訪せり。余の之に告て曰く。我々の餘生を如何に行動すべきの一問題に

東海氏談

つき。君に質すべき一案あり。下等社會の者の。之を譽れば善に進み易きも。上等社會の之を譽むるや自ら驕ると小成に安んずるの弊を生ず。故に中等以上の社會に對しては。寧ろ之を罵るを以て警戒を與ふべし。是れ世道を益するの一端なり。君以て如何とすと。氏節を打て曰く。是れある哉。至極同感なり。然るに余の如く筆で飯を食ふと云ふ境涯は。如何にも困難なり。篤介も今後の業を轉じて商業專門となり。十分衣食に事を缺らざる財産を作り。然る後正々堂々自由自在に。天下の事天下の人を縱論公評すべきのみと

むるの念なし。寧ろ求めざる心地を求めし者なり。故に氏が今日の境遇は。氏の自ら安んじ自ら甘んずる處のみ。試みに思へ。天馬空を行くが如き氏の氣象豈世俗と一浮一沈相伴隨するを得んや。區々境遇の窮達は最初より氏の眼中に實かざるものたるを知れ而して氏の一世を屬倒せし「一年有半」の著り偶々其最後の筆端平生の氣焔を洩らせしものと信ず咄々氏も亦所謂仁を求めて仁を得たるもの余の其の自信終始一定せしを證言し佛敎歸依云々の謬妄を辯ずるに際し併せて氏の人格を明にするもの此の如し (元)

故に氏が實業に従事せし目的は。此の如く淡泊なりし。若し氏にして志を得ば。氏が學識を以て社會に貢獻するも極めて多かるべく。亦後進を益するもの極めて多かりしならん。然るに失敗せし余の遺憾とする處なるも。氏に取りては。唯嗚然一笑。附するに適せず。是れ氏の氏たる一種不羈超凡の真相なりとす。夫れ氏の微意も世に求

○抱版純純録 十二月廿五。

何れを以て考ふるに文法を以て不調子終るるを九段と云ふ解
数の全てこのを以ては僅なるを余初と云ふと其を
もて年おきしと其をを抄披くもるるをたぬと云ふ
内つてと云ふと云ふ。解致う抄ひてと云ふ僅なるの抱
披もてと云ふ。文法を以てと云ふ。皆皆の中流りたを流
しつと云ふ。

全体教味方陣と云ふ流と云ふはつと云ふ録を文
へ抄を以てと云ふと云ふ。其が和陸の文法を以てと云ふ
と云ふ。一と云ふと云ふ。

伊藤伝説、立上げと云ふと云ふ。其が和陸の文法を以てと云ふ

云つた後此の文法を以て文法を以てと云ふ。其が和陸の文法を以てと云ふ
としと云ふ。其の文法を以てと云ふ。其の文法を以てと云ふ。其の文法を以てと云ふ。

其の文法を以てと云ふ。其の文法を以てと云ふ。其の文法を以てと云ふ。其の文法を以てと云ふ。其の文法を以てと云ふ。

其の文法を以てと云ふ。其の文法を以てと云ふ。其の文法を以てと云ふ。其の文法を以てと云ふ。其の文法を以てと云ふ。

其の文法を以てと云ふ。其の文法を以てと云ふ。其の文法を以てと云ふ。其の文法を以てと云ふ。其の文法を以てと云ふ。

がましくそへて又もとくろも消滅せらる

全体硬軟の所なり伊豫の直走を以てそのまゝの
習ふ硬軟即ちおろす所のなり和すの所とそよま
う直走の所なり。品流流を即ちえさうする
くふれ、ゆるま、流動ゆるを和すべしと訓書する
物系直走の雨を和すつらあそしと印つて非直走
流を非流流と目する。錦の御旗をいつしり
非直走流の年々ぬして、自ら流流を以て任じ、
おろす所の風流流流ゆるゆるは、流流の年々
ゆるゆると逆流するを非流流を中流に
通くおろすゆる伊豫の逆流の休まるといふ書

東洋流

流の流ゆるゆるを流流と目する。錦の御旗をいつしり
非直走流の年々ぬして、自ら流流を以て任じ、
おろす所の風流流流ゆるゆるは、流流の年々
ゆるゆると逆流するを非流流を中流に
通くおろすゆる伊豫の逆流の休まるといふ書

○政友会降参録

兵の強も其の精のあつても其の多きとあふれ
おろす所の風流流流ゆるゆるは、流流の年々
ゆるゆると逆流するを非流流を中流に
通くおろすゆる伊豫の逆流の休まるといふ書

衆議院

(昨廿六日)

馬鹿々々しい哉衆議院議事傍聴筆記の役目たることや、豫算に於る政府と政友會との衝突、恰も夜來の天候の如くなりしに、政友會遂に腰を折りて政府に屈從するに至りて、任言的申譯の議事、開かるゝ事となりぬ而して其議事の如何に開振けたる馬鹿々々しきものなるかを看よ

總理大臣桂太郎

午後一時十五分開會、報告あり、山内吉郎兵衛の請暇を許可したる後、菅野善右衛門の鐵道職員資格制定調査に關する質問演説、望月長夫の北清事變功勞者に對し一時賜金の交附方に關する質問演説あり、次で

明治三十五年度豫算案を撤回したる報告是より言ふ迄も無く政府と政友會と交渉成りたるの結果なり、島田三郎の理由なく豫算案を撤回せしめ議院を玩弄する

の甚しきもの政府の明に其理由を示すの實ありと詰り、花井卓藏亦理由を明示せざるを以て先例を蹂躪する不法の處置なりと喝破

し政府も政友會側のものも唯笑を漏すのみにて之に答へんとせず、而して片岡議長に松田正久より其提出の

清國償金を特別會計と爲す法案を撤回したしと申出でたれば之を議場に諮ると告ぐるや、笑聲の哄然として起れり、島田又躍起となつて其撤回の理由を詰る場内稍騒然、尾崎行雄曰く都合によりて撤回したるなりと満場復哄笑、而して其撤回の大多數を以て容れられたり、此時議長の報告ありと宣す之を聞けば即ち政府より

明治三十五年豫算案

を提出せりといふに在り、滿場三たび哄笑、嗚呼是れ何たるザマぞ、之が自ら神聖なりなど稱する帝國議會の措置と、餘りに馬鹿氣過ぎて評するの辭を知らざるなり、此狂言濟んで後、工藤チャウチの松田の特別

棟原製

議場囂然錄

(アアアアア!)

會計案の撤回されたるも我案の撤回せずとて委員長の報告を求め、松田正久儀式一片の挨拶を爲して、工藤の演説あり、多數にて第二讀會を開く可らずと決し日程に入る

昨日首相の演説了るや直ちに議長は松田正久君より提出せられたる清國償金特別會計法案は撤回されたる旨を報告さるゝや、端なく一場の大紛擾は開始されぬ之れが火元は島田沼南氏なり

(島田)政府は理由を説明せずして豫算を撤回するとは何故であるが、本員等は討議するため議案を廻付されて居る之を夢の如くに撤回されるといふのは其意を得ぬ、政府は一應の斷りを我々に與へぬ提出者も亦た其の理由を説明せぬ、抑々一大奇怪の事ではないか

(政友會野次馬)無用、退場を命じたがよい

(鈴木萬)質問したつて差支はない、何が退

場を黙つて居れ

(野次馬)議長々々議場を棄すものは退場だ(島田)御黙りなさい々々々質問である、此の撤回の理由を聞くのである

(花井)故なくして議案を撤回されたのは議會開會以來絶無の事である(アウ)ノウでない第十及第十三議會の時撤回されたのがあつたが、今は時日を経ぬ中である今度の如き最早明日を以て期日が満ちて居るといふ場合に一應の説明もなく撤回したのは先例にない、政府は何故に明かに説明せざるか、此の如き惡例は後日の先例になるの恐れがある(無用々々の聲起る)無用でない議案に對して討議するは憲法上我々に與へられてある權利である

(野次馬)ヒッコマ、議長何故退場させぬか

議場囂然

(議長)御静になさい、御静に、島田君(島田)本案の提出者たる尾崎君は口に拙ない議員でない、理由あれば説明し得る力量

のある議員であると思ふ(ヒヤ〜)尾崎君にして明言するを得ずといは、本員は尾崎君に言はれぬわけがあるのだと思ふ
 ヒヤ〜ノウ〜の聲大に起る、野次馬今日を限りと騒ぎ立つ引出せと叫ぶもの
 二三人
 (田口)説明するの責任がある
 (野間)理の當然だ、何が奇怪だ、尾崎君説明したまへ(カタ〜ドン〜)が始まる
 (尾崎)説明します、都合によりて撤回したのであると説明します
 満場哄然、そんな理由は理由にならぬと叫ぶものあり
 (議長)採決致します本案撤回を認むるや否や起立に問ひます
 (認むる説多数)
 此に於て騒擾漸やく治まる

きり抜きの女よひまことと後編のおうらまひのうらまひ

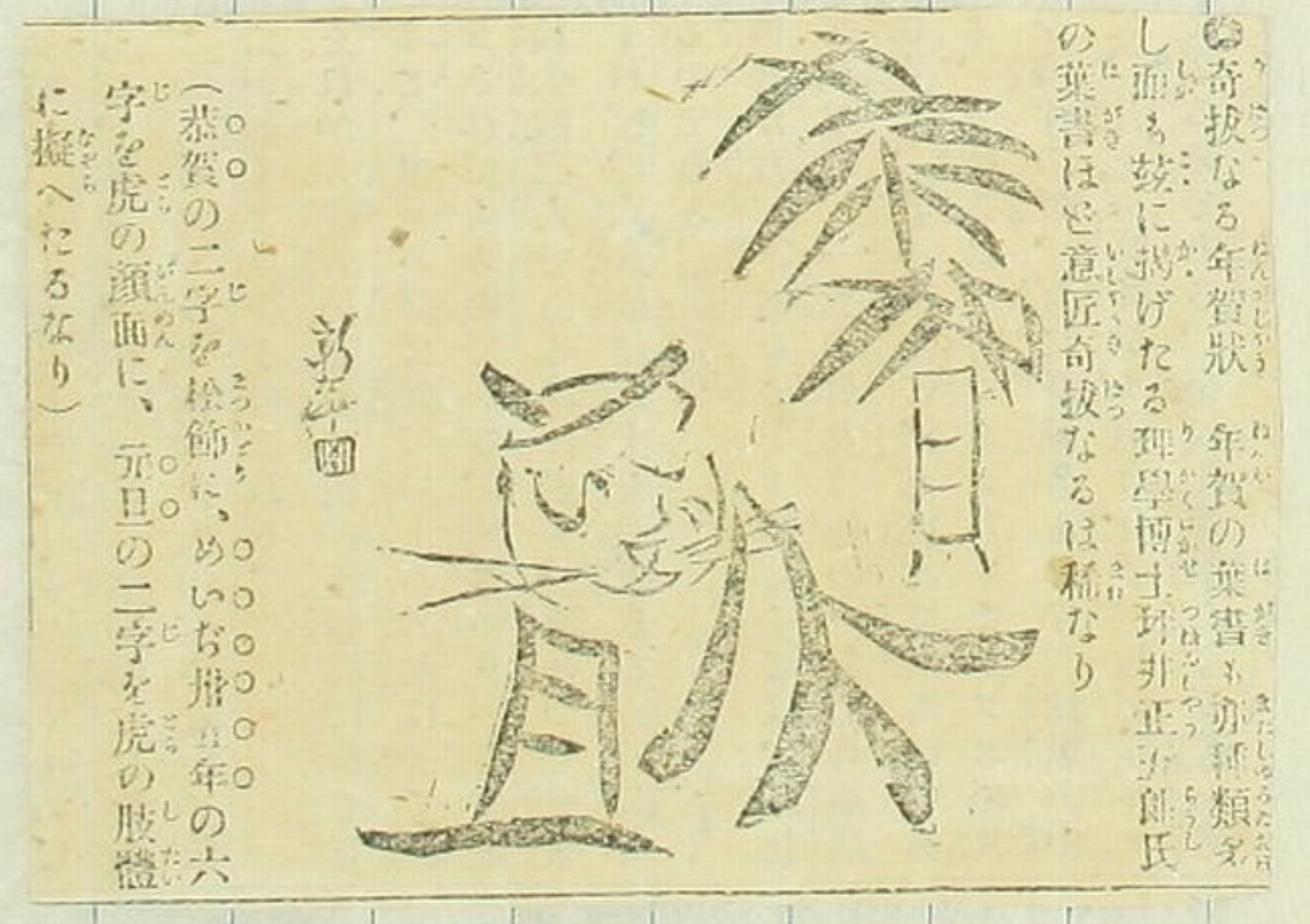
まゝ文海う経まら比、そこを
 折流を七七こと比が破流を
 忠賢冠を衝くのを持ひて
 井ノ角、田他、主海の二入を陸
 へて破流をたためる止むを
 湯まらまら後、持るの州
 三柱をとりつと、うらまを内
 隔りまら、うらまを内
 一と一とまらまら

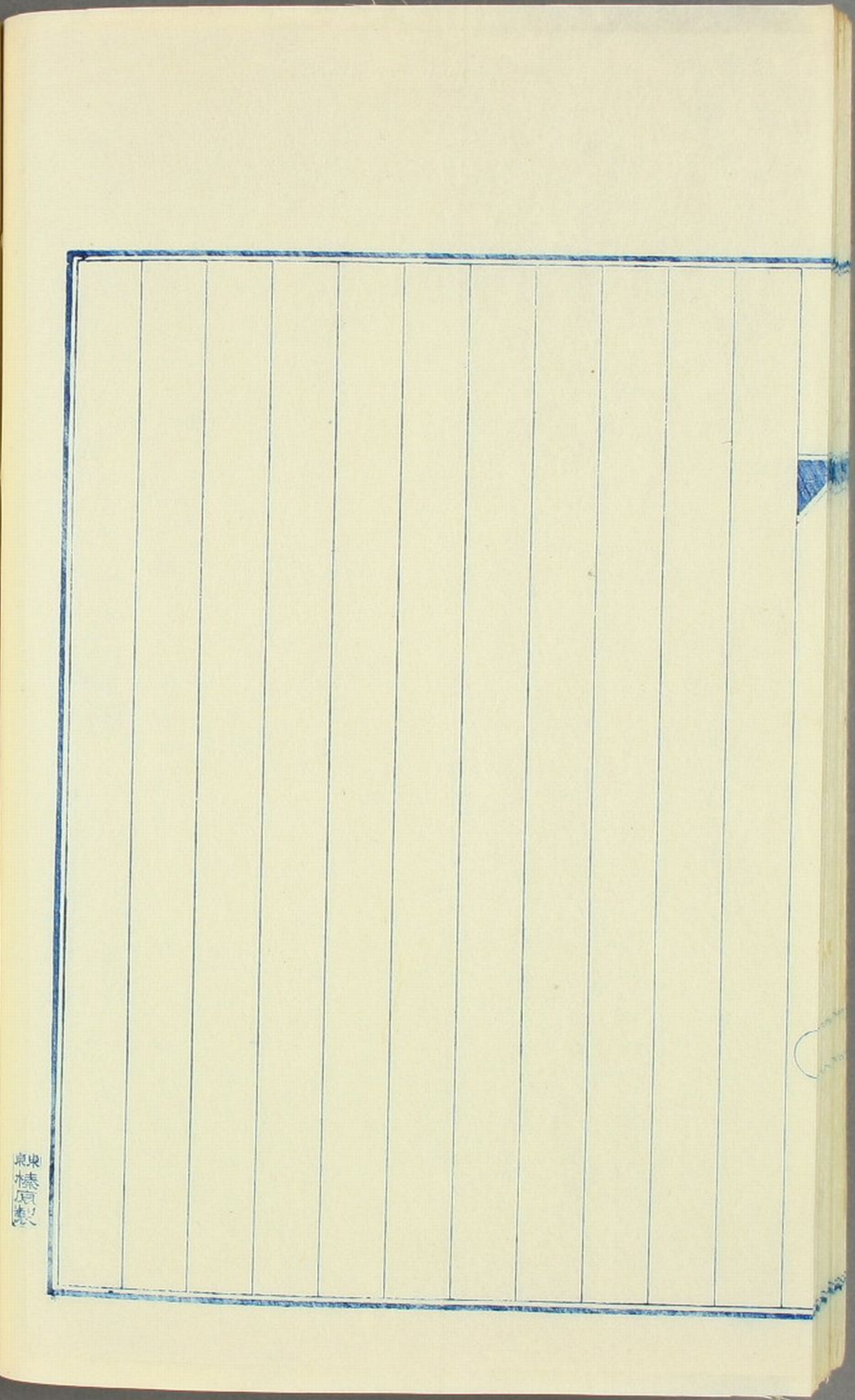
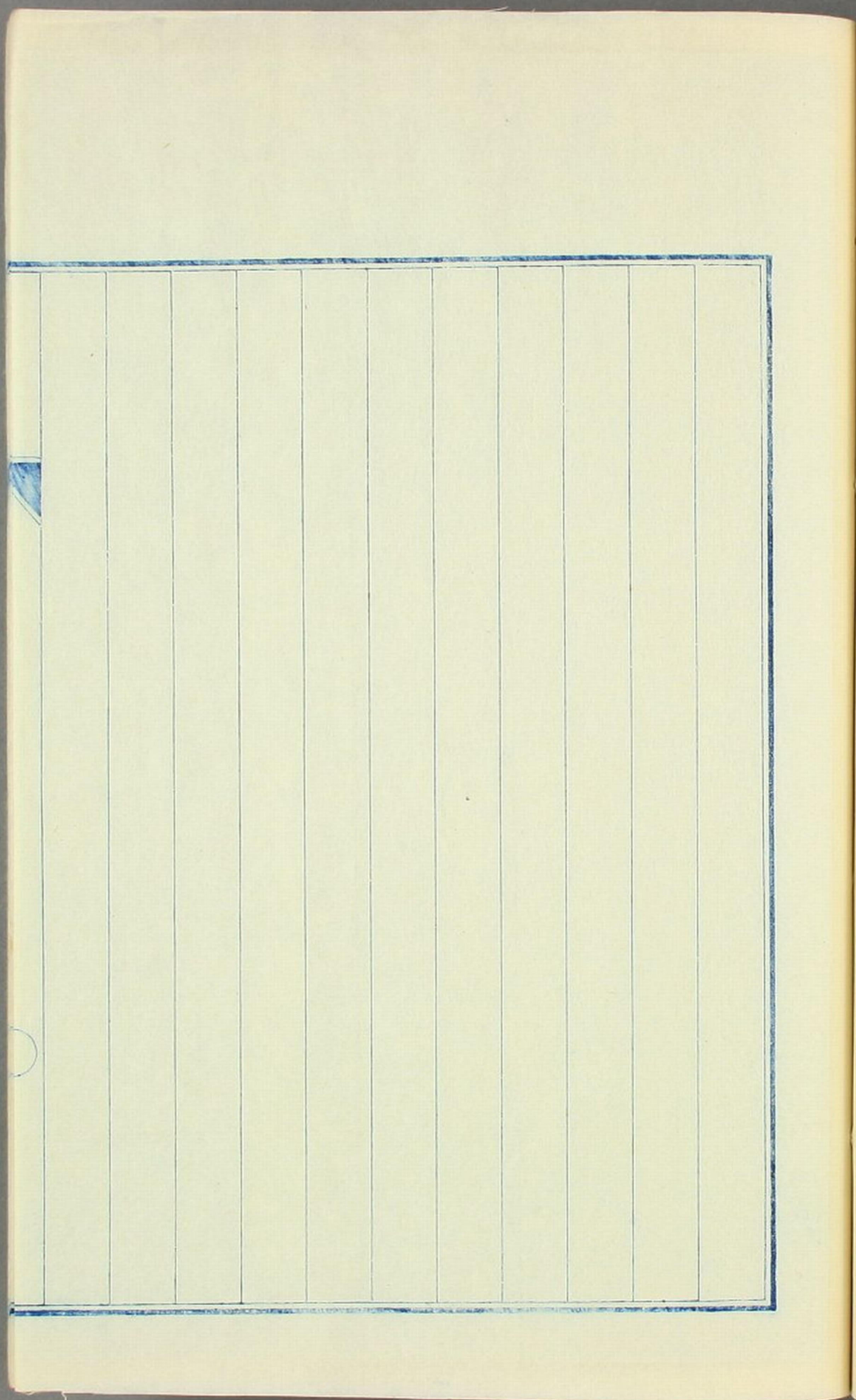
東條景家

く〜き〜ことひあ〜 (十二日井ノ角の事)

〇年契状

奇をぬぐの極ここ
 らも、お座、つら、後、ね
 のお、斜、なる、と、ま、ん
 が





神橋原製

以下全て
白紙

明治三十有四年第
十一月下浣

春城閑人